

○美浦村地域おこし協力隊募集要項（経済課観光係勤務）

1. 目的

美浦村は茨城県南部、北に筑波山を望む霞ヶ浦南岸に位置し、日本人の手により初めて発掘調査が行われ、「日本考古学の原点」と称される国指定史跡「陸平貝塚」や、国内最大規模の競走馬トレーニング施設「日本中央競馬会美浦トレーニング・センター」を有する、人口 14,000 人ほどの村です。

近年は「つくば霞ヶ浦りんりんロード」と呼ばれるサイクリングコースが開通し、ほぼ手つかずの状態で当時の面影を色濃く残している旧日本軍の施設「鹿島海軍航空隊跡」は、公園として一般公開されると共に、多くの映像作品のロケ地となっています。また、水上飛行機の離発着に使われたスロープを利用し、水上バイクやバスボート等のマリンスポーツを楽しむ方が訪れています。

地域交流館みほふれ愛プラザ内にある地域産品直売所は平成 29 年に開設され、令和 6 年に「みほーすふぁーむ」としてリニューアルオープンしました。「みほーすふぁーむ」は地元農家や事業者が作る地域産品の販売や地産地消カフェに加え、美浦村における観光拠点としての役割を担っています。

こうした中、美浦村では初めての大規模な観光事業「ウマ娘 プリティダービー コラボイベント」の開催や、初代美浦村観光大使に、漫画「映像研には手を出すな」の主人公である「浅草みどり」氏という、架空の人物を委嘱するなどの事業を開始しており、今後、美浦村の観光を推進するため、こうしたコンテンツを活用した様々な事業を展開していきたいと考えています。この想いに賛同いただける、観光に関するノウハウ、熱意を持った、地域おこし協力隊員を募集します。

2. 活動概要

- ・経済課商工観光係（観光協会）業務補助
- ・美浦村が主催または参加するイベントや物産展等の企画・準備及び実施
- ・美浦村観光協会の法人化に係る調査研究
- ・他の地域おこし協力隊との協働

※経済課他係のお客様への窓口及び電話対応

3. 応募の条件

（1）応募資格

- ①令和 7 年 1 月 1 日現在で満 18 歳以上おおむね 65 歳未満の方（性別不問）
- ②三大都市圏都市地域等に居住し、着任後、生活の拠点を美浦村に移し、住民票を異動できる方
- ③基本的なパソコン操作（ワード・エクセル等）ができ、かつ、インターネット（ホームページ、SNS 等）を活用した情報発信ができる方

- ④普通自動車免許を有し、現に運転できる方
- ⑤法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方
- ⑥地方公務員法第 16 条に規定する欠格条件に該当しない方

※地域おこし協力隊の地域要件については

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

(2) 求める人物像

- ①地域の活性化に意欲があり、地域住民等と積極的にコミュニケーションが取れる方
- ②活動終了後も美浦村に定住する意思のある方
- ③心身共に健康で、誠実に活動を行うことができる方

4. 採用予定人数

1 名

5. 雇用形態

地域おこし協力隊員は美浦村の会計年度任用職員とし、下記の条例等に基づき美浦村長が任用します。

- ・美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則
- ・美浦村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・美浦村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

任用期間は令和 7 年度の任用日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最長 3 年間活用を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6. 報酬

(1) 時給 1,023 円～

(2) 支払日 原則毎月 21 日(前月分)

※支給日が土・日・祝日となる場合、直前の金融機関営業日。

(3) 費用弁償(通勤手当)

支給要件を満たした場合に支給。

※原則、通勤距離が 2 km 以上の場合に、距離に応じて支給されます。

(4) 期末手当・勤勉手当

一定の条件を満たした場合、期末手当・勤勉手当が支給されます。

7. 勤務条件

- (1) 勤務地
 - ・美浦村役場経済課
 - ・イベントや物産展、その他業務のため村外（県外）で活動することもあります
- (2) 勤務時間 9：00～16：00（うち休憩1時間）
- (3) 活動日数 原則、月曜日から金曜日の週5日（30時間）
- (4) 休日・休暇 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
 - ・イベントや物産展等で休日出勤が発生する場合は、別日に代休となります。
 - ・条例・規則に基づき、年次有給休暇を付与

(5) 待遇・福利厚生

①住居等借上料

村が契約した民間賃貸住宅に居住していただきます。賃料は村が負担します。

※引っ越し費用、光熱水費、生活備品、行政区費等は自己負担となります。

②社会保険・雇用保険等

加入要件を満たした場合に加入

③兼業

可（ただし、村の承認が必要）

④その他活動に要する経費

活動計画に基づき、適正と認められる経費については、村の予算の範囲内でその費用をお支払いします。

8. 提出書類・選考の方法

(1) 提出書類

- ・美浦村地域おこし協力隊応募用紙
- ・運転免許証のコピー
- ・住民票抄本（マイナンバー記載不要）

(2) 申込・問合せ先

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515 番地

TEL：029-885-0340（代） FAX：029-885-4953

※書類の送付は「簡易書留」等、送付の履歴が確認できる方法で郵送してください。

なお、送付いただいた書類は返却いたしませんのでご承知おきください。

【提出書類の申込】

美浦村役場総務部企画財政課 担当：糸賀

【隊員の業務内容に関する問合せ】

美浦村役場経済建設部経済課 担当：正慶、小林

(3) 受付期間

令和7年1月17日（金）～令和7年3月14日（金）

※3月14日（金）午後5時までに美浦村役場企画財政課へ到着したものに限り。

(4) 選考方法

①第1次選考（書類選考）

書類選考のうえ、結果を文書で通知します（3月下旬予定）

②第2次選考（面接）

第1次選考通過者を対象に面接を行います（3月下旬予定）

③選考結果の通知

第2次選考終了後に選考結果（内定）を文書で通知します（3月下旬予定）

④着任

内定者と相談のうえ決定（令和7年4月1日予定）

(5) その他

住民票の異動は着任日以降に行ってください。それ以前に移動させると応募対象者でなくなり、採用が取り消しとなる場合がありますので特にご注意ください。